

卷末資料

巻末資料

ここでは、本書の利用に当たり必要となる各種調査の特徴（調査の対象、時期、方法、傷病名の取扱いなど）や都市間比較で用いた各都市の人口データを示す。

1 本書で取扱うデータ

(1) 統計調査

政府統計の総合窓口（e-Stat）⁶⁸で公表されている 1996 年以降⁶⁹のデータを使用した。

ア 医療施設調査

	静態調査	動態調査
調査の対象	調査時点で開設している全ての医療機関	医療法に基づく開設・廃止・変更などの届出を受理又は処分をした医療施設
調査事項	名称、所在地、設備、許可病床数など	名称、所在地、許可病床数など
調査の時期	3 年ごとの 10 月 1 日	開設・変更などのあった都度（毎月報告）
調査の方法	医療施設の管理者が自ら調査票に記入する。	申請・届出に基づき、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が調査票に記入する。

イ 病院報告

	患者票	従事者票
調査の対象	病院、療養病床を有する診療所	病院
調査事項	在院患者数、新入院患者数、外来患者数など	医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの数
調査の時期	1 月 1 日～12 月 31 日（毎月報告）	10 月 1 日
調査の方法	医療施設の管理者が作成する。	

ウ 医師・歯科医師・薬剤師調査

調査の対象	日本国内に住所があり、医師法、歯科医師法及び薬剤師法の各規定により届け出た医師・歯科医師・薬剤師の各届出票
調査事項	住所、生年月日、業務の種別、従事する診療科名など
調査の時期	2 年ごとの 12 月 31 日
調査の方法	届出義務者である医師・歯科医師・薬剤師が作成する。
注意点	・住所地別の集計であり、勤務先の所在地が異なる場合も含まれる。

⁶⁸ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

⁶⁹ 1996 年以降のデータはエクセルファイル又はテキストファイルとして公表されている。

エ 患者調査

調査の対象	二次医療圏別（病院の入院）、都道府県別（病院の外来・診療所）に層化無作為抽出した医療施設を利用した患者
調査事項	出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、主傷病など
調査の時期	入院・外来患者：10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める1日 退院患者：9月1日～30日の1か月間
調査の方法	医療施設の管理者が記入する。
傷病分類 ⁷⁰	疾病分類表（大分類、中分類、小分類）
注意点	・全数調査ではないため、患者数は推計値である。 ・市別の推計はないため、札幌医療圏の推計を掲載している。 ・施設所在地別、患者住所地別に集計されているが、本書では施設所在地別のデータを使用している。 ・疾病分類表（中分類、小分類）での集計は都道府県単位でのみ行われているため、本書では疾病分類表（大分類）のデータを使用している。

オ 人口動態調査

調査の対象	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数
調査事項	死亡票：死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日、死因など
調査の時期	1月1日～12月31日
調査の方法	市区町村長が死亡などの届出に基づき人口動態調査票を作成する。
傷病分類	死亡分類表

(2) DPC 導入の影響評価に関する調査

政府統計の総合窓口（e-Stat）で公表されているデータ（2019年度分の調査結果）を使用した。

調査の方法	調査協力医療機関（DPC 対象病院Ⅰ～Ⅲ群、DPC 準備病院その他のデータ提出加算届出病院）が作成する。 （2019年現在の対象施設数：全国3,164施設、札幌市内135施設）
集計対象	4月1日～3月31日の退院患者に係るDPCデータ
集計対象外のデータ	在院日数1日以下、一般病棟以外の病棟との移動あり、24時間以内の死亡、自費のみなど
集計項目	疾患名、手術の有無、化学療法の有無など
傷病分類	基本分類表に関連付けされた「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」
注意点	・患者個人の識別防止のために、各分類の症例数が10症例未満の場合は公表対象外となっており、本書では0として扱った。

⁷⁰ 詳細は「5 傷病分類」を参照

(3) 地域別人口変化分析ツール (AJAPA4.1)

「医療計画を踏まえた医療の連携体制構築に関する評価に関する研究 (H24-医療-指定-037)」で提唱された方法による将来患者数の推計結果を表示するツールであり、産業医科大学公衆衛生学教室のウェブサイト⁷¹からダウンロードして使用した。

推計の対象	疾病分類表における大分類ごとの外来患者数、入院患者数
推計できる期間	2010 年から 2040 年までの 5 年ごと
推計できる地域の単位	市町村 (東京 23 区を含む。)、二次医療圏

2 政令指定都市の変遷

地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定による指定都市 (以下「大都市」という。) は、2017 年 3 月現在 20 市が指定されており、本書で扱う 1996 年以降の大都市の変遷は表 1 のとおりである。

このため、本書における「大都市平均」とは当該年における大都市の平均値を示す。

表 1 各年度における大都市の変遷

	1996 年	2003 年	2005 年	2006 年	2007 年	2009 年	2010 年	2012 年以降
大都市一覧	札幌市 仙台市 千葉市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	札幌市 仙台市 <u>さいたま市</u> 千葉市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 <u>静岡市</u> 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 静岡市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 <u>新潟市</u> <u>浜松市</u> 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 <u>相模原市</u> 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 <u>熊本市</u>

3 各大都市の人口の推移

本書では、大都市との比較のため人口 10 万人当たりの数を算出しているデータがある。算出に用いた各大都市の人口の推移を表 2 に示す。

⁷¹ <https://sites.google.com/site/pmchuoeh/files/chv-1>

表 2 各大都市の人口の推移（単位：千人）

	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2020
大都市平均	1,601	1,615	1,607	1,653	1,623	1,529	1,458	1,367	1,363	1,369	1,378	1,383	1,355
札幌市	1,774	1,803	1,817	1,846	1,868	1,889	1,898	1,907	1,929	1,943	1,958	1,966	1,959
仙台市	981	997	1,002	1,019	1,026	1,027	1,031	1,039	1,061	1,073	1,085	1,089	1,083
さいたま市					1,065	1,183	1,201	1,210	1,235	1,260	1,275	1,296	1,297
千葉市	860	872	877	905	918	930	947	947	964	966	974	977	946
横浜市	3,320	3,369	3,381	3,497	3,555	3,602	3,651	3,635	3,697	3,710	3,731	3,740	3,673
川崎市	1,209	1,230	1,233	1,282	1,306	1,342	1,390	1,399	1,439	1,461	1,489	1,516	1,492
相模原市								709	720	723	722	723	707
新潟市							812	808	811	808	807	801	783
静岡市						712	710	709	712	707	702	695	682
浜松市							813	782	797	791	797	794	767
名古屋市	2,151	2,162	2,133	2,186	2,202	2,223	2,248	2,209	2,267	2,277	2,305	2,320	2,250
京都市	1,464	1,461	1,433	1,467	1,464	1,473	1,467	1,440	1,473	1,469	1,475	1,469	1,419
大阪市	2,600	2,595	2,502	2,619	2,634	2,635	2,652	2,567	2,677	2,686	2,702	2,725	2,614
堺市						832	836	832	842	840	838	831	811
神戸市	1,420	1,431	1,458	1,510	1,520	1,529	1,533	1,509	1,542	1,538	1,536	1,527	1,479
岡山市								701	713	715	721	721	711
広島市	1,115	1,124	1,115	1,135	1,144	1,158	1,167	1,160	1,181	1,186	1,196	1,199	1,181
北九州市	1,018	1,015	1,003	1,006	1,000	991	985	967	972	963	956	946	924
福岡市	1,296	1,320	1,330	1,368	1,391	1,414	1,438	1,446	1,492	1,519	1,554	1,579	1,573
熊本市									738	740	740	740	732

（厚生労働省「人口動態調査」 上巻付録第5表）

図1 人口の推移

札幌市 大都市平均

人口(千人)

年	札幌市	大都市平均
1996	1,780	1,600
1997	1,780	1,580
1998	1,790	1,600
1999	1,800	1,620
2000	1,800	1,620
2001	1,820	1,640
2002	1,830	1,650
2003	1,840	1,630
2004	1,850	1,620
2005	1,860	1,580
2006	1,870	1,550
2007	1,880	1,480
2008	1,890	1,480
2009	1,890	1,450
2010	1,900	1,380
2011	1,910	1,400
2012	1,920	1,380
2013	1,930	1,380
2014	1,940	1,380
2015	1,950	1,380
2016	1,960	1,400
2017	1,970	1,400
2018	1,980	1,400
2019	1,980	1,400
2020	1,980	1,380

(厚生労働省「人口動態調査」)

- (1) 1996 年時点
「精神病床」、「伝染病床」、「結核病床」、「その他の病床（療養型病床群を含む。）」であった。
- (2) 1999 年 4 月改正時点
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行に伴い、「伝染病床」が「感染症病床」に改められた。
- (3) 2001 年 3 月改正時点
2001 年 3 月 1 日に施行された「医療法等の一部を改正する法律」により、「その他の病床（療養型病床群を含む。）」は「療養病床」及び「一般病床」に区分された（経過措置期間は 2003 年 8 月 31 日まで）。

→ 1999/4/1 → 2001/3/1 → 2003/9/1 → 現在

精神病床		
伝染病床	感染症病床	
結核病床		
その他の病床 (療養型病床群を含む。)	療養病床	
	経過的旧その他の病床 (経過的旧療養型病床群を含む。)	
	一般病床	

経過措置期間

5 傷病分類

(1) 概要

統計法に基づく統計調査などにおいて傷病を分類する方法として ICD⁷²に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が告示されている。

(2) ICD コード

ICD による分類項目はアルファベットと数字によって表され、3 桁分類（アルファベット 1 文字＋数字 2 文字）と、より詳細な分類である 4 桁分類（アルファベット 1 文字＋数字 3 文字）からなる。

例)

基本分類	3 桁分類	4 桁分類
新生物（第 2 章）	胃の悪性新生物	噴門
(C00-C75)	(C16)	(C16.0)

(3) 「疾病、傷害及び死因の統計分類」の構成

「疾病、傷害及び死因の統計分類」は基本分類表、疾病分類表（大分類、中分類、小分類）、死亡分類表に分かれており、それぞれの構成は以下のとおり。

ア 基本分類表（第 1 章～第 22 章）

章番号	分類名
第 1 章	感染症及び寄生虫症(A00-B99)
第 2 章	新生物(C00-D48)
第 3 章	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害(D50-D89)
第 4 章	内分泌、栄養及び代謝疾患(E00-E90)
第 5 章	精神及び行動の障害(F00-F99)
第 6 章	神経系の疾患(G00-G99)
第 7 章	眼及び付属器の疾患(H00-H59)
第 8 章	耳及び乳様突起の疾患(H60-H95)
第 9 章	循環器系の疾患(I00-I99)
第 10 章	呼吸器系の疾患(J00-J99)
第 11 章	消化器系の疾患(K00-K93)
第 12 章	皮膚及び皮下組織の疾患(L00-L99)
第 13 章	筋骨格系及び結合組織の疾患(M00-M99)
第 14 章	腎尿路生殖器系の疾患(N00-N99)
第 15 章	妊娠、分娩及び産褥(O00-O99)
第 16 章	周産期に発生した病態(P00-P96)
第 17 章	先天奇形、変形及び染色体異常(Q00-Q99)
第 18 章	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの(R00-R99)
第 19 章	損傷、中毒及びその他の外因の影響(S00-T98)
第 20 章	傷病及び死亡の外因(V01-Y98)
第 21 章	健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用(Z00-Z99)
第 22 章	特殊目的用コード

⁷² 世界保健機関（WHO）が作成した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」をいう。ICD は医学の進歩などに対応するため定期的に改訂されており、本書では ICD-10（2003 年版）に準拠したデータを使用した。

イ 疾病分類表

基本分類表に定められた傷病を大分類、中分類、小分類に再分類したもの。

以下に例として神経系の疾患に係る分類を示す(カッコ内は基本分類コード)。

大分類	中分類	小分類
a-0600 神経系の疾患 (G00-G99)	b-0600 神経系の疾患 (G00-G99)	c-0600 神経系の疾患 (G00-G99)
	b-0601 パーキンソン病 (G20)	c-0604 パーキンソン病 (G20)
	b-0602 アルツハイマー病 (G30)	c-0605 アルツハイマー病 (G30)
	b-0603 てんかん (G40-G41)	c-0607 てんかん (G40-G41)
	b-0604 脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群 (G80-G83)	c-0612 脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群 (G80-G83)
	b-0605 自律神経系の障害 (G90)	c-0613 自律神経系の障害 (G90)
	b-0606 その他の神経系の 疾患 (G00-G99 の残り)	c-0601 髄膜炎 (G00-G03)
		c-0602 中枢神経系の炎症性疾患 (G04-G09)
		c-0603 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群 (G12)
		c-0608 片頭痛及びその他の頭痛症候群 (G43-G44)
		c-0609 一過性脳虚血発作及び関連症候群 (G45)
		c-0610 睡眠障害 (G47)
		c-0611 神経、神経根及び神経そうの障害 (G50-G64)
		c-0614 その他の神経系の疾患 (G00-G99 の残り)

ウ 死亡分類表

基本分類表に定められた傷病を再分類したもの。疾病分類表とは1対1では対応しない。以下に例として神経系の疾患に係る分類を示す（カッコ内は基本分類コード）。

分類コード	分類名
6000	神経系の疾患(G00-G99)
6100	髄膜炎(G00-G03)
6200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群(G12)
6300	パーキンソン病(G20)
6400	アルツハイマー病(G30)
6500	その他の神経系の疾患(G00-G99の残り)

(4) 各調査と傷病分類との対応関係

各調査で使用する分類表は下表のとおり。

疾病、傷害及び死因の統計分類	人口動態調査(死亡票)	患者調査	DPC
基本分類表	—	—	○
疾病分類表			
大分類	—	○	—
中分類	—	○	—
小分類	—	○	—
死亡分類表	○	—	—

なお、DPCでは基本分類表がそのまま使用されているのではなく、厚生労働省告示「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」により、DPCコードの上位6桁である診断群分類コードとICDコードとの対応関係が定義されている。

また、本文にデータを掲載した5疾病及び肺炎について、各調査における傷病の対応関係を次ページ以降に示す。

疾病分類	基本分類表	死亡分類表（人口動態統計）		疾病分類表（大分類）（患者調査）		DPC 診断群分類	
		分類名	基本分類コード	分類名	基本分類コード	分類名	基本分類コード
がん	C16 胃の悪性新生物	2103 胃の悪性新生物	C16	a-0201 胃の悪性新生物	C16	060020 胃の悪性腫瘍	C16, D00.2
	C18 結腸の悪性新生物	2104 結腸の悪性新生物	C18	a-0202 結腸及び直腸の悪性新生物	C18-C20	060035 結腸（虫垂を含む。）の悪性腫瘍	C18, C26.0, C26.9, C78.5, D01.0
	C19 直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物	2105 直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	C19-C20			060040 直腸肛門（直腸 S 状部から肛門）の悪性腫瘍	C19-C21, C77.5, D01.1-D01.4
	C20 直腸の悪性新生物						
	C33 気管の悪性新生物	2110 気管、気管支及び肺の悪性新生物	C33-C34	a-0203 気管、気管支及び肺の悪性新生物	C33-C34	040040 肺の悪性腫瘍	C33, C34, C78.0, D02.1, D02.2, D02.4
	C34 気管支及び肺の悪性新生物						
	C15 食道の悪性新生物	2102 食道の悪性新生物	C15	a-0204 その他の悪性新生物	C00-C15, C17, C21-C32, C37-C97	060010 食道の悪性腫瘍（頸部を含む。）	C15.0-C15.5, C15.8, C15.9, D00.1
	C22 肝及び肝内胆管の悪性新生物	2106 肝及び肝内胆管の悪性新生物	C22			060050 肝・肝内胆管の悪性腫瘍（続発性を含む。）	C22, C78.7, D01.5, D37.6
	C23 胆のう<嚢>の悪性新生物	2107 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	C23-C24			060060 胆嚢、肝外胆管の悪性腫瘍	C23, C24
	C24 その他及び部位不明の胆道の悪性新生物					06007x 脾臓、脾臓の腫瘍	C25, D13.6, D13.7, D37.7, C26.1
	C25 膵の悪性新生物	2108 膵の悪性新生物	C25			090010 乳房の悪性腫瘍	C50, D05
	C50 乳房の悪性新生物	2112 乳房の悪性新生物	C50			130020 ホジキン病	C81.0-C81.3, C81.7, C81.9
	C81 ホジキン<Hodgkin>病	2118 悪性リンパ腫	C81-C85				

	C82 ろ<濾>胞性〔結節性〕非ホジキン<non-Hodgkin>リンパ腫						C82.0-C82.2, C82.7, C82.9, C83.0-C83.9, C84.0-C84.5, C85.0, C85.1, C85.7, C85.9, C91.5
	C83 びまん性非ホジキン<non-Hodgkin>リンパ腫					130030 非ホジキンリンパ腫	
	C84 末梢性及び皮膚T細胞リンパ腫						
	C85 非ホジキン<non-Hodgkin>リンパ腫のその他及び詳細不明の型						
脳卒中	I63 脳梗塞	9303 脳梗塞	I63, I69.3	a-0904 脳梗塞	I63, I69.3	010060 脳梗塞	I63
	I69.3 脳梗塞の続発・後遺症					010069 脳卒中の続発症	I69, I97.8
	I60 くも膜下出血	9301 くも膜下出血	I60, I69.0	a-0905 その他の脳血管疾患	I60 -I62, I64 -I68, I69.0-I69.2, I69.4-I69.8	010020 くも膜下出血、破裂脳動脈瘤	I60
	I69.0 くも膜下出血の続発・後遺症					010069 脳卒中の続発症	I69, I97.8
	I61 脳内出血	9302 脳内出血	I61, I69.1			010040 非外傷性頭蓋内血腫(非外傷性硬膜下血腫以外)	I61, I62.9, I68.0, Q28.0-Q28.3
	I69.1 脳内出血の続発・後遺症					010069 脳卒中の続発症	I69, I97.8
	I62 その他の非外傷性頭蓋内出血	9304 その他の脳血管疾患	I60 -I69の残り			010040 非外傷性頭蓋内血腫(非外傷性硬膜下血腫以外)	I61, I62.9, I68.0, Q28.0-Q28.3
						010050 非外傷性硬膜下血腫	I62.0, I62.1

	I64 脳卒中、脳出血又は脳梗塞と明示されないもの					010070 脳血管障害	I64-I66, I67.2, I67.5-I67.9, I68.1, I68.2, I68.8, G46
	I65 脳実質外動脈の閉塞及び狭窄、脳梗塞に至らなかったもの						010030 未破裂脳動脈瘤
	I66 脳動脈の閉塞及び狭窄、脳梗塞に至らなかったもの						
	I68* 他に分類される疾患における脳血管障害						
	I67 その他の脳血管疾患						
	I69 脳血管疾患の続発・後遺症					010069 脳卒中の続発症	I69, I97.8
	I69.2 その他の非外傷性頭蓋内出血の続発・後遺症						
	I69.4 脳卒中の続発・後遺症、出血又は梗塞と明示されないもの						
	I69.8 その他及び詳細不明の脳血管疾患の続発・後遺症						
急性心筋梗塞	I21 急性心筋梗塞	9202 急性心筋梗塞	I21-I22	a-0902 虚血性心疾患	I20-I25	050030 急性心筋梗塞(続発性合併症を含む。)、再発性心筋梗塞	I21-I24, I51.0
	I22 再発性心筋梗塞						

糖 尿 病	E10 インスリン依存性糖尿病 <IDDM> E11 インスリン非依存性糖尿病 <NIDDM> E12 栄養障害に関連する糖尿病 E13 その他の明示された糖尿病 E14 詳細不明の糖尿病	4100 糖尿病	E10 -E14	a-0402 糖尿病	E10 -E14	100040 糖尿病性ケトアシドーシ ス、非ケトン昏睡	E10.0, E10.1, E11.0, E11.1, E13.0, E13.1, E14.0, E14.1	
	100060 1型糖尿病(糖尿病性ケト アシドーシスを除く。)					E10.2-E10.9		
	100070 2型糖尿病(糖尿病性ケト アシドーシスを除く。)					E11.2-E11.9		
	100080 その他の糖尿病(糖尿病性 ケトアシドーシスを除 く。)					E12.0-E12.9, E13.2-E13.9, E14.2-E14.9, R73.0		
精 神 疾 患	F00-F99 精神及び行動の障害	5000 精神及び行動の障害	F00 -F99	a-0500 精神及び行動の障害	F00 -F99	17 精神疾患	F00-F99	
	F01 血管性認知症	5100 血管性及び詳細不明の認 知症	F01 -F03	a-0504 その他の精神及び行動の 障害	F00 -F19, F50 -F99	010211 血管性認知症	F01	
	F02* 他に分類されるその他の疾 患の認知症					010212 その他の認知症	F02, F03	
	F03 詳細不明の認知症					170040 気分[感情]障害	F31, F32	
	F31 双極性感情障害<躁うつ病>	5200 その他の精神及び行動の 障害	F00 -F99 の残り					
	F32 うつ病エピソード							
	G30 アルツハイマー <Alzheimer>病	6400 アルツハイマー病	G30	a-0600 神経系の疾患	G00 -G99	010213 アルツハイマー病	G30	
	G31 神経系のその他の変性疾患、 他に分類されないもの	6500 その他の神経系の疾患	G00 -G99 の残り			010220 その他の変性疾患	G31.0, G31.8	
	G40 てんかん					010230 てんかん	G40, G41	
	G41 てんかん重積(状態)					010200 水頭症	G91	
	G91 水頭症							

肺炎	J12 ウイルス肺炎、他に分類されないもの	10200 肺炎	J12 -J18	a-1002 肺炎	J12 -J18	040070 インフルエンザ、ウイルス性肺炎	J12
	J13 肺炎レンサ球菌による肺炎					040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎	J13-J18
	J14 インフルエンザ菌による肺炎						
	J15 細菌性肺炎、他に分類されないもの						
	J16 その他の感染病原体による肺炎、他に分類されないもの						
	J17* 他に分類される疾患における肺炎						
	J18 肺炎、病原体不詳						
	J41 単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎	10400 慢性閉塞性肺疾患	J41 -J44	a-1004 気管支炎及び慢性閉塞性肺疾患	J40 -J44	040090 下気道感染症（その他）	J41, J42
	J42 詳細不明の慢性気管支炎					040120 慢性閉塞性肺疾患	J43, J44
	J43 肺気腫						
	J44 その他の慢性閉塞性肺疾患						
	J69 固形物及び液状物による肺臓炎	10600 その他の呼吸器系の疾患	J00 -J99 の残り	a-1006 その他の呼吸器系の疾患	J00 -J99 の残り	040081 誤嚥性肺炎	J69

札幌の医療に関するデータブック



令和4年（2022年）12月 発行

編集・発行 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課
札幌市中央区北2条西1丁目1-7 0RE 札幌ビル7階
電話 011-211-3517